

工事請負契約に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、軽井沢町が発注する建設工事の競争入札に当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格(以下「最低制限価格制度」という。)の取扱い等について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、予定価格が130万円以上で競争入札に付する対象工事のうち、請負人選定委員会において最低制限価格を設定することとした工事とする。

(周知)

第3条 最低制限価格制度を適用するときは、軽井沢町財務規則(昭和53年輕井沢町規則第3号)第106条の規定による公告又は第117条第2項の規定による通知においてその旨を記載するものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、対象工事の予定価格(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった次に掲げる合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に $9.7/10$ を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に $9/10$ を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に $9/10$ を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に $6.8/10$ を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、予算執行者は最低制限価格を工事の予定価格に10分の7.5を乗じて

得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で適宜に定めることができる。

(最低制限価格の記載)

第5条 予算執行者は、対象工事に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を周知する。

2 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で入札した者がある場合は直ちにその者を失格とし、入札書比較価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 前項の場合において、落札者とすべき者がいない場合は、再度の

入札を行う。

4 最低制限価格を下回る入札をした者(以下「失格者」という。)は、再度入札に参加できないものとする。

5 入札参加者全員が失格者となる場合は、当該入札は不調とする。
(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。